

8 . 災害等発生時の議会運営

(1) 被災により通常の議会運営が行えない場合

○開催日の変更については、以下のような対応を検討する。

休会の日を開催する。

会期の延長を行い、新たな開催日を決定する。

○執行部側の議場出席者を極力最小限としたり、配布資料を簡略化したりするなど、執行部側の負担を軽減するよう配慮する。

(2) 議員が被災等した場合

(交通網の寸断や感染症の拡大防止のため登庁できない場合も含む)

本会議の運営

[定足数が確保できないとき]

○会期の最終日でない場合

当日の本会議は流会となるが、早急に議会運営委員会を開催し、開催日の変更等を検討する。なお、会期初日の場合には、再招集について協議する。

○会期の最終日の場合

当日の本会議は流会となるが、早急に議会運営委員会を開催し、以下のような対応を検討する。

直近の時期に臨時会を開催する。

次回の定例会での対応が可能な議案等について先送りする。

常任委員会及び特別委員会の運営

[定足数が確保できないとき]

- 新たな開催日を委員長が定める。
- 会期の最終日までに議案等の審査を終結できない委員会がある場合には、会期延長等の対応を検討する。

議会運営委員会の運営

[定足数が確保できないとき]

- 新たな開催日を委員長が定める。
- その日において、議会運営上の協議や調整が必要となる場合には、議会運営委員会委員及び委員の代理議員により対応を協議する。

政策討論会、議会報告会の開催

- 開催予定の政策討論会及び議会報告会について、感染症流行を含む災害等発生における開催の可否は、議長が判断する。

(3) 議会事務局職員が被災等した場合

担当間の応援体制等により会議等を運営する。ただし、状況によっては、議長に会議等の開催日の変更等の検討を依頼する。

(4) 説明員が被災等した場合

説明員が多数被災等し、議案の審査等に支障を来たすおそれがある場合には、議会事務局を通して、議長に会議等の開催日の変更等の検討を依頼する。

(5) 議場マイク・カメラ操作システム等が使用できない場合

小型アンプ(スピーカー)及びワイヤレスマイク、ICレコーダー、ビデオカメラ、ストップウォッチ、残時間を表示したカード等の活用により対応する。

(6) ライブ映像配信システムが使用できない場合

速やかに回復に努めるが、ライブ映像配信システムが使用できない間は、配信しないものとする。

(7) 議場及び委員会室が使用不可能な場合

議場及び委員会室の使用が不可能になった場合は、代替施設を選定し対応する。

(8) 市長により専決処分が行われた場合

議会は、市長により条例や予算等の専決処分が行われた場合、市長が説明責任を果たすことはもとより、その後の審査等を通じて、市民等に対し、わかりやすく説明するよう努めるものとする。